

第四号様式（第七条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">官職 氏名</p> <p>農業協同組合法第11条の13第4項、水産業協同組合法第12条第4項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条1項において準用する場合を含む。）又は森林組合法第15条第5項（同法第109条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行 年 月 日まで有効</p> <p>農林水産大臣又は国土交通大臣 ㊦</p>	<p>↑</p> <p>6.5</p> <p>センチメートル</p> <p>↓</p>
<p>（倉庫業法抜粋） （報告及び検査）</p> <p>第27条 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>↑</p> <p>6.5</p> <p>センチメートル</p> <p>↓</p>
<p>← 9センチメートル →</p>	